

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 11 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 9 月 21 日（火）

<場所>

区役所第 2 分庁舎 1 階会議室

<開会>

1 補助事業評価結果の取りまとめについて

【部会長】

今日、ぜひ補助事業評価は結論を固めたい。できれば計画事業にも入りたいと思います。

これまでやってきました補助事業評価のシートについて、変更提案が出されていますので、これの審議をしたいと思います。

【委員】

私たちの気持ちをきちんと伝えるためにという目で読んでみると、少しあいまいではないかという部分について、はっきりと表現したほうが良いと考えました。

【部会長】

2番「地域共同事業への支援」は、地域センターに登録している団体が多いことが問題なのかどうかと、改めて考えるとどうですかね。地域の活動の拠点なのだから、そこに登録している団体が多くなるのはノーマルではないのかなと思うのですが、どうですか。つまり、見受けられると言って、その意味が行政当局にちゃんと伝わるかということなのですが。

【委員】

指摘したいのは、そのお知らせがそこどまりになっていないかということですね。

【部会長】

情報が伝わっていないということを問題にしている、そういう話し合いの経過ですね。そう見受けられるとあって、その後、十分な周知と言っているのは、要するに情報が地域センターの外に十分行き渡っていないのではないかという趣旨で、趣旨を明確にするということです。

【委員】

最終的に整理してもらえばいいと思います。

特に3番「まちづくり活動支援」については、もっと積極的にこういうわけだから見直しをしたほうがいいという書き方がいいかと提案しました。

【委員】

3番は次の地域自治組織が条例に基づいてできていて、これからやっても2年とか3年とかかかるわけで、それまでせっかくなつくた地区協議会をそれなりに育てていくというつなぎの見直しをちゃんとやってくださいという意味では、提案のような文章がいいかと思っています。

【委員】

1番「協働推進事業助成」で、公共性の高い事業が区の事業として新たな位置づけを与えるような事業もあるということなのですが、これは、中身的には介護にかかわるものですか、そういうことを指すのかなと思いました。補助終了後の仕組みとかというあたりの話は、もしかしたら協働提案事業のことと重なっているのかなと思って、ここではもう少し小規模の助成なので、1団体当たり額が小さいので、ここまで必要性があるという書き方になるのはどうかかなと思いました。

【部会長】

たとえ数万円でやっている区民の活動でも、実はそれは本来行政が取り上げるべき非常に公共性の高い問題を、誰も気づかないから放置していたという場合もあり得ると思うのですね。介護分野なんかもあるかもしれませんね。

数万円にしる数十万円にしる、区民のほとんどボランティア的な努力で問題解決の道筋が見出された場合に、そんなに公共性の高いことだったら、もうちょっと抜本的に額を増やすとか、あるいはそもそも行政の仕事としてやっていくとか、それがNPOについてよく言われている先駆的、開拓的ということの意味じゃないかと思っていました。それで、より大規模な予算を使う事業に、補助にしる委託にしる行政本体の仕事にせよ、発展していく可能性もあるではないかという趣旨です。

それはちょっと言い過ぎであれば、トーンダウンしてもいいのです。例えば、プレイパークで子どもの遊びを復活するということは、本当にボランティアベースでやろうと思えばできるのではないです。しかし、きちんとプレイリーダーをつけてとなると、リーダーの給与を保証していかなきゃいけないし、その育成制度も考えなきゃいけないということになり、かなり大きな予算を使う事業になります。公園で大体子どもが遊ぶぐらいが何だみたいなのが一般的な雰囲気だったところに、先進的、開拓的な市民活動がそこに大きな問題提起をしてきたという歴史があるので、そういうのを念頭に置いての思いです。

【委員】

こういうのは申請する団体のほうとしても、このくらいの予算規模の活動ならこういう助成金とかと選びますね。そういうときに、協働推進事業助成という枠は上限が50万円、全体額2分の1助成であるというところからして、自分たちのある程度実力試しだったり、やりたいことをある程度の形に持っていく、基礎固めのための取り組みなのかなと思うものですから、こ

こまでの視点は、やる側にはあまりなかったりするかなというのがあります。

【部会長】

そのような事業もあると思われるというぐらいで、そういう事業ばかりだというわけでは確かにはないです。すごい、これは大変な公共性を持っているというのが見出されるのは、何十件に1つかもかもしれません。

【委員】

ちょっとわかりにくいといえればわかりにくいけれども、こういう趣旨はここで触れてもらっていいと思っているのですよ。広く言えば、こういう活動団体助成というのは、行政が本来やるべきことをNPO団体がやっているケースもあれば、本当に試してみようみたいなものまで幅広くあるわけですね。

一般論として、助成は何のためにやっているのですかというのと、それが自立を願って背中を後押しするというのを、あえて言えばそういう定義になる中で、絶対自立できないようなものもあれば、そうやって自立を後押しするようなものもあれば、いろんなものが入っていると理解しています。

ずっと支援しなきゃならないものもあれば、もう期限を決めてその背中を押すというものもあっていいと基本的に思っている中で、一つは実績を評価、検証して見直しをするからBあるいはCだという考え方をここに出しているつもりです。

【部会長】

1、2、3は提案の内容で変更してよろしいかと思いますが、いいですか。

その上で、「協働推進事業助成」については、活動団体の次のステップも、協働ですから、共に考える必要があるのではないか、この点も含めて本事業の見直しをすべきであると結ぶといいのではないですか。いくつかの事業については、協働で見出された公共性の高い事業がある場合には、区の事業として新たな位置づけを与えるような事業も出てくる場合もあるかもしれないという記述にする。

「また市民活動は先駆的、開拓的な事業を実施していることから、協働で見出された公共性の高い事業がある場合もあり」とか、この場合は「この事業として新たな位置づけを与えるべき場合もあると思われる」というような文章で、少しトーンダウンをするといいようですね。

【委員】

15「公衆浴場設備費助成」、16「公衆浴場改築改修費助成」、17「公衆浴場資金の貸付及び利子補給」が補助の名目が違うけれども、公衆浴場に関する話です。15番、16番というのは、相当高額な助成ですから、区民の健康増進に有益であるか否か慎重な審議をしてほしいというあたりを一行入れたらどうかと。その利子補給というのが17番ですね。

【部会長】

16番については評価の理由の末尾にそれを入れてもいいのではないのでしょうか。

【委員】

16番は1つの改修に重ねて融資だの助成だのが出ることになるからという意味ですか。

【委員】

そうです。

【委員】

16番の改修というのは、目的が定まっていますよね。

【部会長】

バリアフリー化とかですか。

【委員】

そうです。単に区民の健康増進といっても、中身をもう少し限定されているようにイメージしているのです。ですから、この助成を使って何かしたいという公衆浴場側の提案がもしあるとしても、それは全く別の改修内容になってくるのではないかと考えています。

【委員】

15番は1件当たり200万円で、あれだけの設備ができるわけじゃないわけです。融資3,000万円等という中で、その一部を助成するという構造だと思います。

【委員】

15番は、例えばガスがまを変えるですね。

【委員】

ガスがまを変えるのに、200万円で変えられるわけではなくて、何千万円もかかる中の200万円を助成するという構造だと思います。

新宿区公衆浴場資金融資あつ旋要綱に、融資額は5,000万円限度、区長が特別認めれば、さらに5,000万円、合計1億円まで融資できますとある。また、多角化目的資金で3,000万円の融資を認めますというのが17番なのです。

そういう工事に必要な融資を受けて、その一部を15番と16番で設備については200万円、建物については1,000万円という形で助成を受けられるという構造だと思います。

【委員】

建物を直すのに1,000万円で直せるわけがないわけですから、1億円ぐらい掛かって、申請をして、それが通れば、そのうちの設備に関してと建物に関しては廃止の場合と建てかえの場合と金額が違いますけれども、助成をする制度があるという構造になっている。

本当に設備産業でもあるし、お金がかかる。お金がかかるので、融資はそういうふうには相当高額になる。1億円までのという大きな融資で、助成額も200万円だったり1,000万円だったり相当高額な助成ですから、その辺は慎重に審査してくださいということです。せっかくそういう制度があるのだから生かしてくださいとする。

【部会長】

この額とかについては、当局は十分承知しているわけですが、この外部評価の報告書が目に触れる区民は、やっぱり数字があることにより実感がわくということであれば、補助事業16の評価理由の末尾につけたらいいのではないかと思うのですが、どうですか。

具体的な数字があることにより報告書を見た区民にはわかりやすくなる。制度を活用しやす

くする工夫をする必要があるとしても、具体的にはどの程度のものなのかというのがすぐにはわかりませんから。

融資保証の1億円というところの書き方は、事務局で正確な表現を調べていただけますか。それから、多角化融資の事例。

この16番の中に、評価理由の今ある案の文章の後に、今の提案の趣旨を付加して、修正を受けて、16番の枠の中での融資に関する額をまず持ってきて、このほかに他の補助事業からこれこれの補助があり、全体として非常に高額なので、区民の健康増進に有益であるか否かは慎重に審査を要するというふうに付加するというもので、いかがでしょうか。

【委員】

異論はありません。

【部会長】

もし、ここで正確な制度に基づいて数字が記載されるのであれば、外部評価報告書に対する区民の理解を大いにしやすくするものと思います。

あと、17番についての委員のご意見ですけれども、1、2、3に類似したご意見でしょうか。

【委員】

どうするのかという意味で、20年たっているから、これまでの実績を検証して、事業の改善をしてくださいというのが、一部見直しをしてくださいというBにした理由だと明確にしたらどうかという提案なのです

【部会長】

これについては、現在ある評価理由の文章の最後のところですね。設備費助成と改修費助成と、さらに融資、いわゆる貸付保証とかさまざまなメニューが充実してあって、それら全体が公衆浴場の保持の支えとなっているので、これらの全体像をちゃんと検討する必要があるという趣旨だったと思います。この部分はちょっと残す必要がある。

【委員】

かねてそういう意味で、融資はいいけど、利子補給だとか、信用保証協会の保証金だとかということについては異議があるというスタンスで今までいろいろと言ってきています。けれども、今までの融資に伴うものはすべて区が認めたもの、融資を保証したものは利息を最低2分の1から全額を含めて、あと保証金というのが、いわばセットになっている話だから、ここを削除して、かわりにこれを入れてみたのです。

【部会長】

前半部分でこれだけのメニューがあるということは書いていて、何かもう一回言う必要はないのかなという気もしますので、委員のような差しかえをしても別に構わないかなと思います。事業開始以来20年と入れて見直しの時期であるという趣旨を強調する。利子補給云々等いろんなメニューがあるということは前半に書いてあるので、確かにここで繰り返さなくてもいいわけですね。そう考えると、1、2、3と同じ趣旨の修正提案ですけれども、いいでしょうか。

【事務局】

単に20年余り経過しているというだけの評価だとどうなのかなというのがあったんですけども。

【部会長】

では、それが理由ということでなく、経過しており、としますか。そういう文章にすると、結局1、2、3と同じ趣旨で、Bであるという趣旨をきちんと文章で表現するということになると思います。そういうふうにつくってみて確認する。

では、45「消費者活動事業助成」については。

【委員】

いわば玉石混交な部分もありますということを前提にまとめたと理解しているのですけれども。要は、だからこれまでの実績を検証して、より消費者活動の支援に貢献するように見直してくださいというのがBの理由ですと捉える。

【部会長】

やはりBの意味を説明する。基本的には、1、2、3で我々が議論したように、Bの意味をきちんと表現するという趣旨に従って、委員のおっしゃっている文章を評価理由の末尾に加えたらどうかと思います。いいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

その上で、今の公募団体の拡大という話と、若い団体の育成とか、若い団体という表現とか、その辺についてももしご意見がありましたら。

【委員】

そもそも消費者活動事業というのは、今日的にはもっともっと支援して、区民の消費者生活の充実に資するという意味では、もっとむしろ機能するようにしっかりやってくださいというほうだと思います。

だから、いろんな団体が加わってもいいわけですけども、今までの、試行錯誤というわけにはいかないけれども、中身を見た限りは玉石混交な部分があるから、悪いわけじゃないのでしょうけど、拡大していくにはそういうのもあって、そして淘汰されていくのかもしれない。

【部会長】

そういう議論だったのであれば、特に役割分担に書かれていることとの整合性からいって、公募団体の拡大だけではなく、既存の団体をよく検証して支援の仕方を考えていくとする。そうすると、役割分担のほうの文章とも整合すると思います。

それから、若い団体は、活動を始めたばかりの団体ということですから、まだ活動基盤が安定しない団体ということです。

【委員】

活動を始めた団体のほうがわかりやすい。

【委員】

消費者センターへ行ったときに、全体的な取り組みとしては振り込め詐欺撲滅とか、子供の携帯の問題ですとか、いろんな今現在問題にされていることを扱うような講座の設定とか、そういうことはまた別の枠組みでやっていらっしゃるのだなということを感じたのです。

金額的にも小規模な取り組みで、皆さんいろんな団体がそれぞれに工夫してやりましょうというような内容だと、その他の問題を取り扱わざるを得ないからこういう感じになるという、お料理教室的なものになるというように私は解釈したので、そこだけを捉えてあまり本来の消費者活動に即していないというような見方はよくないのかとこの前思いました。

【部会長】

そういう観点からすると、この評価は、意義があると言っている。

もしそういう認識を押し出すのであれば、そもそも助成のメニューが妥当なのかという問題提起をするべきなのかもしれませんね。

高齢者のための会食サービスのことをやっているのだと聞きましたから、それはそれで意義のあることをやっているのだなと思いました。むしろほかのもっと有益なことをやっているのに助成対象になっていないという、そういう問題があると気づかず、そこは目が行き届きませんでした。

助成メニューがニーズに合っていないのではないかと感じられた委員が多ければ、そういうふうに言ってもいいのだけれども、そこまで言うだけの確信がまだないということであれば今のままに。

【委員】

区民の生活課題に密着した活動の支援を整理していくことということにまとまっているのだろうと思います。

【事務局】

この45番で、「より消費者活動の支援に貢献するよう改善を求める」のは団体に対してになるのですか。

【部会長】

改善する主体、主語は区なのでしょう。そこはいいですね。消費者活動の支援と言っているから、消費者団体が消費者活動を支援するという構図もあるので、そういう意味にとられるかな。

【委員】

Bですから、これは否定的なというか、縮小を求めるのではなくて、むしろ充実されてしかるべきという意見を踏まえた形での一部見直しですから。

【事務局】

実際に要綱上の対象事業というのが、学習・講演会等の活動、調査研究等の活動、普及・啓発、それから利益等に資する活動というような形では書かれてはいるのですけれども、これじゃメニューが足りないからもう少し整理しなさいというようなイメージですか。

【部会長】

もしそこまで問題にするのであれば、Cになるということですね。

その点は皆さん、いいですよ。この主語は区だと。改善せよと我々が言っているのは区に対してであるという点は、趣旨としてはいいですよ。だから、そういう意味がはっきりするように少し手直しをするということだと思います。

もう一つ、今議論で出てきたのは、特に効率性・代替手段のところで、もしメニューを拡大するみたいな、制度自体を少し手直したほうがいいという感覚を私たちが持っているのであれば、BじゃなくてCじゃないのかという問題なのですけども。

【委員】

これは割と比較的規模も小さくて、各団体ベースで動けるための助成であるとか。もう少しいろんな東京都内の消費者団体が一緒になって組み立てるような大きなシンポジウムだったり、フォーラムだったり、講演会だったり、もう既にそういうニーズを踏まえてやっておりますと、そういう感じがしたのです。

ですので、それと同じことをこの助成を使ってやるというのは、今の活動団体の方も考えていなくて、結果的にもう少し皆さんが参加しやすいお料理教室的なものになっているのかなど印象を受けました。

【委員】

もっとうこういう事業を拡大することで、区民がそういったところに出てくる機会になるという意味でも、この事業はあってしかるべき、もうちょっと枠を広げてやって、そういう区民活動というか、消費者活動の活性化につながる意義はあると思う。

Cというと、もうやり直したらというような意味合いがあるのだけれども、私は、これはもうちょっと、むしろ拡充する意味で一部見直しをするところは見直しして拡充していったらというニュアンスのBの評価なのです。

だから、CよりBのほうがいいのかなのというのが私の今の感想です。

【部会長】

そうですね。Cというほどではない。ニーズに対応する別な仕組みがあって、全体としてバランスがとれているかもしれないので、一応今のところBのままにしましょう。

それでは、8、9は次回に回させていただいて、残った部分に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

70「経営応援資金利子補給」について。

【委員】

これは利用者の件数が毎年200件見当ありまして、助成額は予算ベースで400万円前後の利子補給ですから、1件当たり2万円前後なのですね。これも、もとの融資は500万円まで5年ということを受けた、その利子補給ということなのですね。これは、私はBです。

【部会長】

経営応援ですから。経営応援というと、一番ぱっと頭に浮かぶのは運転資金なのだけど、要綱上それに限定しているわけでもない。

【委員】

件数は多いですね、二百何十件ということで。

【部会長】

そうですね、結構ダイナミックというか、固定しているわけじゃなくて、件数も変動しています。

3万社あって、1%が利用しているっていうのは結構なもので、有益なのかもしれない。

【委員】

いわゆる、何か項目を決めた融資と、それにひっかからない落ち穂拾い的な融資というのか、重複的なやつだったらあまり意味がない。

【委員】

件数からいっても、重複するとしたら、重複している部分をもっと件数が挙がっている可能性もあるわけです。

【委員】

だから、ITでもらい、これももらって、ワーク・ライフ・バランスって、ワーク・ライフ・バランスっていったって、結局出しているのは運転資金とあれでというようなね。そうしたら何が違うのという。

【部会長】

利用しやすい制度で、中小企業の応援に役立っているという意義は十分認められるが、ただ、ほかの制度と重複しないかどうかといったような点について、区民の目線としては素朴な疑問がわくという趣旨でBとする。どうですか。

【委員】

Bがいいのではないですか。

【部会長】

我々は区民目線の素人として、不適切な重複がないか疑問が残るといった言い方をしてもいいのかなと思うけどね。いや、ちゃんと精査しておりますと回答されれば、それはそれでいいし、精査して、より制度の適切性を高めたいと応答するなら、それは評価が機能したということになるので、そういう書き方でどうでしょうか。

【部会長】

続きまして、71番「区設小売市場使用者移転支援資金利子補給」。

【委員】

これは、区設小売市場の使用者の移転支援をという、これも融資に伴う利子補給です。

やめるに当たっては、ここに入っていた人たちの移転支援ということで大変手厚くやっている。しかも、これはもう新規融資は終了しているのですから、評価のしようがない。新たにあればいいけれども、今までの人たちに対する利子補給というのは、この後も継続してある。

妥当であるという解釈よりは、むしろこういうのは見直したほうがいいと評価しますが、終わったというものに対して抜本的もない。こういうときは、どういうふうに言ったらいいのだ

ろうかと考える。

【部会長】

評価はできないと言っても構わないのですかね。

【委員】

そうですね。もう終わった。

【委員】

5,000万円で15年ということだと、15年間、今後も後10年ぐらい利子補給を続けるということですか。

【委員】

そういうことです。

【委員】

この小売市場制度は60年ぐらいあったのだけど、中に住んでいたそのテナントが60年間ずっとそこでやっていた保証は何もないのです。入れかわったりというような中でやっていると思うのです。で、最後の人に対して、これは移転ですから、最後の人にこうやって手厚くやっているということで、違和感は禁じ得ないのです。

【委員】

だから、評価はできない。

【委員】

もう終わったというので、後始末だけ残っているわけです。

【部会長】

これどうしますか。評価のまず根本として、A、B、C、Dじゃなくて、横線を入れますか、評価の対象となり得ないという。

【委員】

どこを改善しろって言いようがないのだけれども、新たな話に対してやっぱりこれを他山の石にしてくださいよというのはあるかもしれない。

【部会長】

そうしたら、評価の記号ですけれども、横棒にしますか。これ、論理的に、我々が与えられている任務からいうと、A、B、C、Dとつけられないと思うのですけどね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

それでは、次に行きます。72番「情報技術活用促進資金利子補給」。

【委員】

これは情報技術活用促進資金。融資は500万円で5年ということがあって、利子補給です。利用者はここではあまり多くないのですね、30件程度なのですよ。

【委員】

実際、IT化の内容というのがね、こういうシステム導入というのに全部使われているとすれば、そこそこの、何百万とか、大きいところは何千万とかかかりますよね。だから、そういうのに使われていることを支援しているのだったらいいなど。

【部会長】

利子の額からすると、もとの借りた額は大体いくらぐらい。

【委員】

融資500万円ですから。パソコンを買って、ソフトは顧客管理システムだとか、在庫管理システムというのをお金かければ切れなく一般にはあって、そしてまたそのパソコンを使う人のスキルが上がってくれば、今のエクセルだとかそういうものを自由に駆使することによってそのくらいのことがいろいろできるという中で、ここでいうのがみんな、ソフトを買ったシステムとして取り入れているかどうかまで中身は見えない。

これは30件程度ですから、少ないといえ少くない、2桁の利用者がいるということは、制度的にはやっぱり存在する意味はあるのだと思うのですね、私は。

【部会長】

今後、この手の顧客管理とか在庫管理とかいったことについて最低限度のIT化をしないと、多分生産性の点で生き残っていけないのではないかと。

やっぱりどこかでそういうのを追いついていく必要があると思うのです。IT化を進めないで生き残れない中小企業が結構いるのではないかと。

やっぱり大事なのは、この事業以外に多分やっていらっしゃるとは思うのだけれども、システムを導入した後の支援が必要なのかどうかという議論もあると思うのだけれども、そのシステムが稼働できるようになっていかないと、この利子補給事業はあまり意味がないということだと思うのですね。

それから、件数が必ずしも上向いていない。最初は、予算組んだときは32件で予算どおり獲得したけど、その後、順調に増えているわけでは必ずしもないですよ。

だから、むしろこれは本来必要とされている現代化に乗りおくらせている中小企業が結構いるのではないかとということ推測させて、それはそれで優勝劣敗の市場ですから、やむを得ないのかもしれないけれども、こういった事業をやる以上は、もう少し中小企業の実産性を高めるためのIT化という政策を効率的に進めていくべきではないかと。

だから、その意味ではBと評価をして、この事業が中小企業の実産性を高めるためのIT化を促進する意味はよく理解できる。むしろ実績を見ると、そうした政策的目標に十分見合った成果を上げていないように思われるので、その点の改善を望みたいというような意見でまとめたらどうでしょうか。

【委員】

はい、異存ありません。

【部会長】

それでは、次の73番「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給」

【委員】

利用者は、先ほどの情報技術に比べるとやや多くて、70件台になんですね。先駆的な、今のうちにこういうことをやったらこういう助成をしますという政策誘導的な助成は、国レベルでもいろいろありますね。

この事業も、このままほうっておくと、10年後も20年後もこの助成が引き続き存在するようなことになっていいのかと思います。だから、時期をきちっと明示して、今のうちにこういうことに投資をしたらこういう支援をしますよというものであると思います。

【委員】

これはかなり今、社会的な課題に対応する枠組みだとは思いますが。企業の努力を後押しするという位置づけですので、他にももう少しワーク・ライフ・バランスについて踏み込んだ事業があるのかもしれないのですが、この補助事業としては、今のところ妥当だと思っています。Aでよろしいのではないかと思います。

【部会長】

評価の仕方にちょっと異論を言ったほうがいいかなと。つまり、よくアウトプットとかアウトカムとかと言いますよね。これアウトカムで評価されていないのですよ。利子補給をやったことの結果かどうかわからないけど、少なくとも中小企業の中で育児休業を取る人がこれだけ増えましたとか、これがアウトカムですよ。何件融資の実績がありますって、これは単なるアウトプットであって。

だから、もうちょっとアウトカム評価をするようなことをしないと、区民としては納得できないのではないかな。この事業目的は非常によいって、もろ手を挙げて賛成だけれども、検証の仕方をもっと工夫してもらいたいと。

例えば、育児休業を取得する者がどれぐらい増えたのかとか、そういったアウトカム指標を示した評価方法を検討してもらいたいというふうに。ちょっとこの範囲だとそれぐらいしか言えないかなという気がするのだけど。全体会で調整が必要かもわかりませんが、この限りではそういうところかなと思います。

育児休業というのはわかりやすい指標ですよ。あと、有給休暇の消化率とかですね。

【事務局】

第2部会で、男性育児・介護サポート企業認定モデル事業という補助事業があるのですが、それもB評価です。あくまでもそれはモデルですが、ワーク・ライフ・バランスの一部ということで。

【部会長】

ああ、そうですか。

どうでしょうか。さっきの評価指標を工夫してほしいということ言って、Bというのはどうですか。政策目標は非常によいということは大々的にうたってですね。

【委員】

賛成。

【部会長】

内部評価の評価理由がまさしくアウトプット評価になっているのですね。融資を受けた中小企業がすべて利用できたためという理由で、むしろ利用した結果どうなったかということをお我々は知りたいので、それは言いようがないということかも知れないのですけれども。

【委員】

今そこに視点が当たっていないから、そこに目を向けるべきであろうという指摘は、僕はいい指摘ではないかと思います。

【部会長】

そこを言えないというのであれば、ワーク・ライフ・バランス事業全体で一固まりにするというような評価手法を考えざるを得ないかなと。利子補給だけでそんなことを言えるかよというのはもっともだと思うので、それだったら、ワーク・ライフ・バランス事業を一体として評価するような手法をとらざるを得ないのではないかなと思うのですね。

一応、評価の文章としては、さっき申し上げた、アウトカム評価になるような評価の手法を開発してほしいので、利子補給だけについてそれはできないというのであれば、それはもうこうやって細切れに評価する手法じゃない手法を、内部評価のやり方としても開発してもらいたいということになると思います。

改善しろと言っているのだから、Bなのかもしれないけど、それを政策目標自体がよくないという意味にとられちゃ困る。でも、計画事業のほうもBになさっているのだったら、Bにしておく。

【委員】

はい。

【部会長】

Bにしておいて、全体会で少し調整があるかもしれないということにしたい思います。

次は74「貸付信用保証料補助」。

【委員】

これは、多くの人が利用しているのですね。利用者が2,700件、21年度。21年度でわっと増えているのですよ。借りる人にとってかなりのメリットというのが、実はこの保証料ではないかと推測します。

借りる側から見れば大変メリットがある話ですけれども、昭和28年から57年間にわたってこの制度が実施されている。今回は、大不況ですから226件だったものが翌年は2,700件と急に増えた、これ制度のおかげなのだろうと思います。57年の間には、バブルの時代もあったけれども、こういう制度が脈々と続いている。だから、もうこれはそういうところも生き延びてきているという意味で、自動的に融資を受ける人たちの権利になっているように思われますが、本当にそれでいいのか見直してしかるべきではないか。

利子補給と保証料補助というのは全部セットでやっている、要綱ではずっとそれはセットで書いてあるものを受けて、保証料だけ事業番号74番でまとめているのにすぎないわけですよ。

相当大きな助成なので、この機会に一度整理して見直してもらいたいという思いを込めて、Cと評価したのです。

【部会長】

ある意味中小企業支援のかなり根幹の部分だろうと思われます。これを見直すというと、どういうふうに見直しするかをある程度は言わないといけないのではないかと。

【事務局】

緊急経済・雇用対策の一環として、区がここに力を入れたのです。ですから、予算額も上がっています。

【部会長】

予算額、執行額ともに景気に対して機動的に行われている感じがするので、そこは評価できると思います。

ただ、それだけに状況に対応した制度の見直しを継続していくべきものではありません。その意味では、政策目的とともに制度そのものはいいのではないかと思うので、機動的に景気に対応して、今後もしっかり行われるべきだということを少なくとも文章としては強調すべきだと思います。

【委員】

税金を払って何もペイバックの形で助成を受けない一区民の立場からすると、いろんな形で助成が行われている中で、融資はいいけど、融資に伴う利息、保証料の減免は、そこまでやらないといけないものかという思いが根本的にある。ですから、どうしても見方がそういう視点で物を言うところがあります。

【部会長】

例えば、そこに働いている人の雇用が確保できてということもあります。

【委員】

区も法人税などで中小企業からも税金は集めているわけですね。新宿区は23区内でもかなり法人税の割合が高いと聞いているのですが、その一翼を担っている中小企業をある程度ここまで保護しようとするのは仕方がないかなという目線はあります。

【委員】

信用保証を受けないと融資が受けられなくて、そのために信用保証協会に出すお金ですね。1回きりのお金ですよ。融資が受けやすくなりますというシステムづくりでしょうけど、何せ1年に5億円というお金を税金から投入すべきかどうかということです。

【部会長】

これの原資は何なのですか。純粋に新宿区の予算なのですか。それとも、国とか都の補助金が入っているのでしょうか。

【事務局】

これは区の予算だと思います。

【部会長】

純粋に区の予算。自治体経営としての判断でこうしたと。

【事務局】

他に、経済雇用のものは区から出てくるものもあるのですが、それとはちょっと違うと思います。

【部会長】

雇用対策は別途ありますね、国の補助金もありますし。

確かに、これだけ桁が違う予算を用意するというのは大決断でやったことは確かで、その大決断に対して区民目線で何か意見を言うということは重要なことだろうと思います。

【事務局】

実際に件数も2,000件より、約3,000件に近いところまで伸びています。

【部会長】

本来、恐慌という経済現象は、それによって不健全な経営を淘汰して、新規まき直して新たに始めるいいチャンスだとし、不自然に不健全な経営をしている既存業者を保全するのはよくないという経済政策の考え方もあると思われます。しかしながら、それはあまりにも激変に生身の人間を投げ込むものだから、既存の業者をある程度保護しながら、その経営の健全化を支援していくという経済政策がとられたということですよ。

経済政策論は別に置くとして、景気に対して機動的にむしろ対応しているから、この流れを見る限り良いのではないかと思います。

そういう機動的対応がずっと昭和28年以来行われてきたのかわからないですけども、3年間を見る限り、Aとしても良いと考えます。

ただ、やはり基本的に企業ですから、自助努力が最初にありきで、そちらに向かうよう、経済の健全化を進めるような手綱を締めていくということを望むという理由でBとも考える。

【委員】

Bがいいのではないのでしょうか。

【部会長】

75「商店会共同事業資金利子補給」

【委員】

商店会の共同事業は、中元売り出し、年末売り出しというイベントです。その商店会としてやる場合の融資なのです。お中元は200万円が限度として、返済期間は5カ月です。年末売り出しの融資は250万円、4カ月で返済という期限です。これは、短期なので、利子補給という額そのものが事業としてもほんのわずかで、予算が20万円に対して、21年度は1万5,000円という程度で、利用者は2件なのです。

この2件は、商店会が特定されているわけではないから、同じ商店街とは限らないということですか。

【事務局】

対象はそういうふうになっていますけど、実際にはたしか同じところと聞きましたけれども。

【委員】

この事業というのは昭和50年以来35年にわたって実施されているのです。1回の借り入れに対する利息というのは1万円以下なのです。それでも、商店会共同事業利子補給を制度としてやるべきなのかどうかということは、効果もそれほどなく、他のつり合い上、制度として残っているのではないかという感じも否めないということから、抜本的に見直すか、または制度を一たん止めて、必要だったら、別な目線で事業をやってもいいのではないかと思うぐらいです。

CまたはDという意見です。

【部会長】

これも過去3年しかわからないことなのですからけれども、19年度は2件の予算を組んで、2件であった。20年度に向かって政策的な判断で、16件と予定件数を増やしている。それでも2件だった。21年度もまた2件だったと、こういう経過です。

やはり19年度の末にした政策判断をそろそろ見直さないといけないと、その意味では、Cも妥当かと思います。これも、予算の総額を増やしたわけではなくて、単価が減っているから細切れにしてもっと2件以外に広げようとしたのですね、19年度の末に。だけど、結局功を奏さずに、2件のままだった。この経過を見ると、商店街振興のためにもっと有効なお金の使い方がほかにあるのではないかと、考えざるを得ないのではないかと思います。

この内部評価を見て判断というのが基本だから、2件、11件、32件という細切れにして利用者を増やそうという商店街振興策の政策判断が功を奏さなかったということは明らかですので、Cとします。

次は、76「魅力ある商店街づくり資金利子補給」です。

【委員】

利用件数が21年度はゼロです。事業の予算としてもやっぱりそんなに大きな事業ではないので、全体から見るとあまり影響がないのかもしれませんが、先ほどの「商店会共同事業資金利子補給」と同様に、非常に利用度が低い。だから、商店街の支援という意味で、統合もあって良いのではないかという思いを持っています。要綱では違いを一応出しています。カラー舗装、街路樹、案内板、街路灯の整備などの資金融資の利子補給だとしています。

本来ここに挙がっているものは、区の役割で区がやってくれないから商店街が自分たちでお金を出してやるという時代があったと思われます。今日は、区がやるべきものを区がとても手が回らないから地元がやるなどというケースはあまりないのではないかと思います。

【委員】

利用者が少ないとはいえ、大がかりなことで、個人商店が経営に一生懸命になっているときに、ここまでまとまってという方向にはならないとすれば、やっぱり景気が悪化したときはなかなかこういうのを利用するところまでいかないように思います。そういう点で、この利用率の低下だけを理由にこれが妥当ではないということではないと思います。

今後、そういう機運が高まれば、魅力ある商店街づくりという方針のもとに利用があると思いますので、Cを積極的につける理由はあまり見当たらないと考えます。

【委員】

要綱では融資金額は2,000万円、7年間です。

【部会長】

過去3年しかわからないから何とも言えないのだけれども、執行率が低いのは間違いない。商店会が一丸となって商店街の魅力を付加するためにはかなりまとまった事業を行うということが、このところ非常に減ったということだとすると、そもそも商店会の活力自体が失われているのではないかという危惧を持つのです。

そうだとすると、こういう仕組みを提示して待っているよりは、この後のタウンマネジメント等で、商店会自体の活力を上げていくような支援をしないと、この事業、開店休業になる可能性があるのではないかと思います。

この事業の枠組み自体は、良いと思いますけど、今の状況のもとで、なかなかまとまらないのが普通だと思うのです。それにもかかわらず一丸となってカラー舗装、街路灯等の大事業を構想するというのは相当な活力が必要です。過去の3年間を見る限り、そういった活力が新宿の商店会の中から失われているのではないか。特にリーマンショックでは、個々の商店が対応するしかないことなわけだから、それに気をとられて、みんなで何かやろうというふうになっていかないのではないかと考えます。

そういう意味では、制度の仕組み自体はないといけませんが、この仕組みも少し見直すべきなのではないか思います。

【委員】

執行率が3年も続けて非常に低いというのは非常に大きな問題だし、それはやっぱりCで抜本的に考え直してもらわないといかんのではないか。

【部会長】

その推移を見ると、Cとする。

【委員】

はい。

【部会長】

商店会自身が何かしようという活力が、今回のリーマンショックなどで低下しているとすれば、もう少し別な仕組みで商店会の活力を取り戻さなければならない。別途そういうような計画事業、補助事業等も整備されているので、本事業についてはそういった方向で見直すべきであるという理由でCとしたいと思います。

77番「店舗改装資金利子補給」です。

【委員】

融資そのものは結構大きな金額で、1,500万円を8年で返済というものの利子補給です。利用者は、21年度は111件で、1件当たりは5万円程度です。この種の今までの補助事業で、突出して5億円とかというものを除けば、これは5,000万円以上のお金を使っていますから、使われているほうだという感じがいたします。

こういう融資はあっていいだろうと思ってます。ですから、基本的にはBでいいのだろうと思うのです。

商店街がだんだんだんだん力が失われてきているという中で、こういう融資、そしてそれを受ける利子補給というのはあっていいだろうという意味で、評価としてはBと考えました。

【委員】

対象業種は本当に身近な生活に密着した店舗なので、続けてその場所で営業していただきたいという思いが区民にあると思います。それで、これは妥当だと思ってAと思っていますが。

【委員】

いわゆるリニューアルオープンするときに使っているということと、それなりに執行率もあり、区民のニーズも高いのかなということで、Aとしても良いのではないかと。

【部会長】

他も共通しているのですけれども、評価手法が、融資を受けた中小企業がすべて利用できたから目標どおりの成果になっているという、アウトプット評価で、非常に気になります。

政策目的は良い、件数もニーズもあることから役に立っているのだろうと思います。しかし、もう少しどういうふうに役に立っているのか、もう少し評価手法をアウトカム評価にできないのかなという思いがあります。

特に店舗改装をするというのは、企業、特に中小小売企業の基本的なサイクルに属しますので、こういうものについての支援があってもいいと思います。しかし、実際どういう効果を上げたのかということの評価をするときに、融資を受けられているから目標どおりの成果があったとするのは、あまりにもアウトプット評価過ぎるという理由で、Bとしてはどうですか。この手の比較的ベーシックなメニューについては、もうちょっと評価手法を工夫してもらいたいと思います。

【委員】

賛成です。

【部会長】

では今日これで終了とします。どうもご苦労さまでした。

<閉会>